

議案第 49 号

国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和 8 年 6 月 10 日提出

熊取町長 藤原敏司

提案理由

令和 8 年度からの市町村事務処理標準システムへの移行による納期限と口座振替日を同日とする運用変更に伴い、第 7 期（12 月分）の国民健康保険料が年内の収納となるよう納期限を変更するため、この条例案を提出するものです。

国民健康保険条例の一部を改正する条例

国民健康保険条例（昭和58年条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（普通徴収に係る保険料の納期）</p> <p>第16条 普通徴収に係る保険料の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 6月1日から6月30日まで</p> <p>第2期 7月1日から7月31日まで</p> <p>第3期 8月1日から8月31日まで</p> <p>第4期 9月1日から9月30日まで</p> <p>第5期 10月1日から10月31日まで</p> <p>第6期 11月1日から11月30日まで</p> <p>第7期 12月1日から<u>12月26日</u>まで</p> <p>第8期 1月1日から1月31日まで</p> <p>第9期 2月1日から2月28日（又は29日）まで</p> <p>第10期 3月1日から3月31日まで</p> <p>2 （略）</p>	<p>（普通徴収に係る保険料の納期）</p> <p>第16条 普通徴収に係る保険料の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 6月1日から6月30日まで</p> <p>第2期 7月1日から7月31日まで</p> <p>第3期 8月1日から8月31日まで</p> <p>第4期 9月1日から9月30日まで</p> <p>第5期 10月1日から10月31日まで</p> <p>第6期 11月1日から11月30日まで</p> <p>第7期 12月1日から<u>12月31日</u>まで</p> <p>第8期 1月1日から1月31日まで</p> <p>第9期 2月1日から2月28日（又は29日）まで</p> <p>第10期 3月1日から3月31日まで</p> <p>2 （略）</p>

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。